

2007年5月25日
日本銀行

日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策
—— 関係者のご意見を踏まえて ——

(はじめに)

日本銀行では、本年3月2日、「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」(以下「市中協議ペーパー」と言います。)を公表しました。その中で、金融機関の現金事務を巡る最近の環境変化を踏まえた同サービスの見直し策として、以下の3つの施策を提案し、関係者のご意見を募集したところです。

- (1) 取引拠点の柔軟化(日本銀行本支店による同サービスの提供先を取引先金融機関の「本店または支店」に限らずより広く認めること)
- (2) 現金授受事務の担い手の拡大(日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を警備輸送会社等にまで拡げること)
- (3) 新たな現金受払請求手段の導入(日本銀行に対する現金受払請求を日銀小切手等に替えてオンラインで行なうこと)

こうした提案に対して、別添1の18先から貴重なご意見を頂くことができました。お忙しいところご協力頂きありがとうございました。

以下、1.において、日本銀行が、皆様のご意見を踏まえて策定した当座預金・現金供給サービスの具体的な見直し策についてお知らせします(今後の大まかなスケジュールを別添2に記載しています。)

また、2.では、今回お寄せ頂いたご意見・ご要望等を紹介するとともに、これに対する日本銀行の考え方を説明します。

最後の3.では、上記(1)と(2)の施策に関する今後の取り扱いについてまとめています。

1. 日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直し策

(1) 取引拠点の柔軟化

これまで日本銀行は、取引先金融機関に当座預金サービスを提供するに当たっては、当座預金口座を開設する日本銀行本支店（以下「勘定店」と言います。）の業務区域内¹に、当該取引先金融機関の「本店または支店」が存在することを求め、これを、日銀小切手²の振出しを始めとする各種取引の拠点として扱ってきました。

日本銀行は、市中協議ペーパーにおいて、こうした現行の取扱いを見直し、「当座預金口座の開設に当たっては、勘定店の業務区域内に『一定の条件を満たした取引拠点』が存在すれば足りる」とすることにつきご提案しました。

これに対し、幅広い業態の方々から、店舗の配置・形態に関する選択肢拡大等を理由に、本施策を支持するコメントが寄せられました。

日本銀行では、こうしたご意見等を踏まえ、市中協議ペーパーでお示しした内容に沿って、「取引拠点の柔軟化」のための施策を実施することとします。以下では、改めてその概要をまとめています。

① 新たな取引拠点の種類

取引先金融機関は、従来の「本店または支店」のほか、新たに以下の2つの類型に該当する施設を取引拠点とし、その所在地を業務区域とする日本銀行本支店との間で、日銀小切手の振出事務等を行い得ることとします。

イ. 取引先金融機関自身の「本店または支店」以外の施設（事務所、出張所、事務センターなど。以下「事務所等」と言います。）

ロ. 取引先金融機関の代理人である別法人の施設（以下「代理人の施設」と言います。）

② 取引拠点を新たに指定する場合の条件

取引拠点を新たに指定する場合には、上述のとおり、「一定の条件」を満た

¹ 日本銀行の本支店がそれぞれ地理的に管轄する業務区域は、「日本銀行組織規程」（日本銀行のホームページ<<http://www.boj.or.jp>>に掲載）第39条および別紙において定められている。

² 日銀小切手とは、日本銀行を支払人として振出される小切手をいう。

して頂く必要があります。これには、全ての種類の取引拠点について求められるものと、代理人の施設を取引拠点とする場合にのみ追加的に求められるものがあります。

詳しくは、別途公表した取引拠点にかかる「基準」およびその「細目」をご覧下さい（基本的には市中協議ペーパーでご提案した内容と同じですが、基準の一段の明確化を求めるご意見を頂いたことも踏まえ、一部の条件についてはより具体化して記述しています。）。³

③ 事務所等を取引拠点とする場合の取扱い

勘定店は、事務所等に対し、各種当座預金サービスを書面取引の範囲で提供します。なお、勘定店との間で、日中当座貸越などの各種与信取引を行うことはできません。

事務所等を取引拠点とする場合、取引先金融機関には、当該事務所等が従属する「本店または支店」（いわゆる母店）を通じて、当該事務所等に対し、勘定店との取引に必要な権限を付与して頂くこととなります。

④ 代理人の施設を取引拠点とする場合の取扱い

代理人の施設が利用できるサービスは、勘定店による現金供給サービスに限ることとします。具体的には、日銀小切手等を利用して当座預金の払戻し・入金を行い、現金を授受します。その際、取引先金融機関には、当該施設の現金需要に応じて、勘定店口座への資金の振替・逆引を行って頂くこととなります。

こうした取扱いの前提として、取引先金融機関は、先ず、別法人を当座預金取引に関する代理人に選任します。そのうえで、当該代理人の施設を勘定店管下の取引拠点として指定し、勘定店との取引に必要な権限を付与して頂きます。

なお、日本銀行との関係では、当座預金取引の相手方はあくまで取引先金融機関本人ですので、勘定店に開設する当座預金口座も当該取引先金融機関のものとなります。

³ 本日、「日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）」および「当座預金取引の拠点にかかる基準細目」を日本銀行のホームページに掲載。

日本銀行は、当面、以下の2つの組み合わせについて本制度の利用を認めることとします。

本人	代理人
取引先金融機関	取引先金融機関から現金事務を受託する子会社（当該取引先金融機関の出資比率50%超の会社）
協同組織金融機関の中央機関	傘下の系統金融機関（非当座預金取引先に限る。）

⑤ 寄託券制度における取扱い

日本銀行は、上述した「取引拠点の柔軟化」と同様に、寄託券制度についても、より柔軟に利用できる仕組みを導入することとします。⁴

具体的には、取引先金融機関の「本店または支店」のみならず、その事務所等（事務所、出張所、事務センターなど）についても、寄託券保管店において銀行券の受渡しを行う先（受渡先）として指定し得る扱いを明確化します。

また、取引先金融機関が、上記④の新たな制度を利用して別法人を代理人に指定し、日本銀行本支店に当座預金口座を開設した場合には、当該別法人の施設も、当該日本銀行本支店の業務区域内に所在する寄託券保管店の受渡先として認めることとします。

(2) 現金授受事務の担い手の拡大

現在日本銀行は、取引先金融機関が勘定店との間で現金を授受しようとする場合、取引先金融機関自身の職員がその事務を行うか、仮に他者に委託する場合でも、原則として「当該取引先金融機関の100%事務子会社」に限る扱いとしています。

日本銀行は、市中協議ペーパーにおいて、こうした現行の取扱いを見直し、「取引先金融機関が、その取引拠点と勘定店との間の現金授受事務を委託できる者の範囲を、『一定の条件を満たした警備輸送会社等』にまで拡大することについてご提案しました。

⁴ 取引先金融機関は、寄託券保管店の所在地を業務区域とする日本銀行勘定店に対して日銀小切手等を呈示したうえ、寄託券保管店において銀行券の受渡しを行う。

これに関しては、現金事務の効率化・人材の有効活用等に繋がるとして、業態を問わず、多くの方から賛成のご意見を頂きました。

日本銀行では、こうしたご意見等を踏まえ、市中協議ペーパーでお示しした内容に沿って、「現金授受事務の担い手の拡大」のための施策を実施することとします。以下では、改めてその概要をまとめています。⁵

① 現金授受事務の委託先の範囲

制度見直し後は、現金授受事務を委託し得る者の範囲を、現在の「100%事務子会社」から、「一定の条件を満たした警備輸送会社等」にまで拡大します。具体的な委託可能先の範囲は、以下のとおりです。なお、ここでいう「子会社」とは、取引先金融機関や持株会社の出資比率 50%超の会社です。

- イ. 取引先金融機関の子会社または取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- ロ. 取引先金融機関が協同組織金融機関の中央機関である場合には、その傘下の系統金融機関
- ハ. 他の取引先金融機関
- ニ. 他の取引先金融機関の子会社または他の取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- ホ. 警備業法上の所要の認定を受けた警備輸送会社

なお、複数の金融機関が委託元となり、共同で、現金授受事務を同一の者（上記類型のいずれかに該当する者）に委託することも認めることとします。

② 現金授受事務を委託する場合の条件

現金授受事務を①のイ. ～ホ. に該当する者に委託するに当たっては、上述のとおり、「一定の条件」を満たして頂く必要があります。これには、全ての種類の委託先について求められるものと、警備輸送会社など一部の委託先にのみ追加的に求められるものがあります。

詳しくは、別途公表した現金授受事務の委託に関する「基準」およびその

⁵ なお、当然のことながら、現金授受事務を他者に委託せず、取引拠点の職員自身が行うことも、これまで通り認められます。

また、今回の制度見直し後も、取引拠点の職員等が警備輸送会社等の職員を同伴して現金授受事務を行うことは、引続き可能です。

「細目」をご覧ください（基本的には市中協議ペーパーでご提案した内容と同じですが、基準の一段の明確化を求めのご意見を頂いたことも踏まえ、一部の条件についてはより具体化して記述しています）。⁶

③ 制度実施時期（段階的対応）

市中協議ペーパーでお示ししたとおり、本施策については、まずは戸田分館取引分から先行して実施します。

本施策の早期実施を求める多くの方からのご意見を踏まえ、戸田分館以外の日本橋本店および各地の支店においても、日本銀行内での所要の準備が整い次第、新制度の利用を開始したいと思います。具体的な開始時期等が確定した段階で、改めて皆様にお知らせします。

(3) 新たな現金受払請求手段の導入

市中協議ペーパーでは、既存の日銀小切手等に代わり、オンラインを前提とした新たな現金受払請求手段（当座預金の引落等を指図する手段）を導入することにつき、検討を開始したことをお知らせしたところです。

これに対しては、多くの方から、小切手の管理・搬送等にかかる事務の効率化に資するほか、寄託券制度が利用しやすくなるなどの理由から、早期実施を支持するご意見が寄せられました。

日本銀行としては、こうしたニーズの強さを踏まえつつ、一方で、日本銀行に生じるコスト負担等を見極めながら、本施策の導入の是非および実施する場合の制度設計について、極力早期に結論を得るよう検討を進めていきたいと考えています。ただし、本施策については、各地の勘定店や金融機関の事務処理体制の変更につながる可能性が高いだけに、実現するとしても相応の期間を要する点をご理解頂ければと思います。

皆様には、今後方向感が固まったところで適宜の方法によりお知らせしていく予定です。

⁶ 本日、「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する基準」および「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する基準細目」を、日本銀行のホームページに掲載。

2. 寄せられたご意見と日本銀行の考え方

上記1. でも述べたとおり、今回の3つの施策に関するご提案に対しては、これを積極的に支持するご意見が殆どでした。

以下では、皆様からお寄せ頂いた主なご意見を紹介するとともに、いくつかの具体的なご要望等に対する日本銀行の考え方をお示しします。

(1) 取引拠点の柔軟化

- ・ 店舗の配置や形態に関する選択肢拡大等を理由に、幅広い業態の方々から、本施策を支持するご意見を頂きました。
- ・ 一部の系統中央機関からは、「自らの業務効率の向上と傘下系統機関への安定的・効率的な現金供給という相反した課題に挑む金融機関にとって大きな助力となり、高く評価している」とのコメントが寄せられました。
- ・ また、「現在、日本銀行本支店の業務区域内に取引先金融機関の支店がないため、現地の顧客企業から集金した現金を遠方まで輸送せざるを得ないケースが多々あるが、現地に設置した取引拠点を通じて日本銀行との取引が可能となれば、こうした問題が解消され、搬送負担・金利負担が軽減される」とのご指摘がありました。
- ・ いくつかの系統中央機関からは、「代理人の施設を取引拠点とする場合の条件である『勘定店との間の相応の取引』については、代理人となる個別金融機関の規模や、現金需要の時期的な変動を考慮した柔軟な基準を設けて欲しい」とのご要望がありました。

今回の措置の狙いのひとつは、「近年、中央機関の支店の統廃合が進む一方で、信用秩序維持に関する系統本部としての役割が強く期待されていることを踏まえ、こうした中央機関が、支店廃止・無支店地域においても、引続き、傘下の系統金融機関に円滑に現金を供給できる手段を提供する」（市中協議ペーパー）ことにあります。こうした趣旨の下、日本銀行との日常的な現金取引需要が存在することを前提に、系統中央機関およびその代理人に対し、本制度の利用を認めることとしています。

具体的には、既存の取引先金融機関との現金取引の状況等を参考としつつ、取引量の時期的な変動も考慮し、例えば、「現金取引を行うために勘定店に来店する頻度が、平均して、概ね週1回以上であると見込まれ

ること」などを、代理人の施設を取引拠点とするための要件としていません。

- ・ 系統中央機関からは、「地域の特性を考慮し、日本銀行の同一業務区域において、複数の代理人の配置を認めて欲しい」とのご要望がありました。

市中協議ペーパーでは、同一の取引先金融機関がひとつの勘定店について指定できる取引拠点の数は、「原則としてひとつに限る」こととしています。

ただし、同一地域における傘下金融機関の数やそれら相互の関係等に照らし、地域における円滑な現金供給等の観点から必要と認められる格別の事情がある場合には、例外的に、同一地域に複数の代理人を指定し得ることとします。ただし、この場合でも、各代理人について、それぞれ「一定の条件」を満たす必要があるほか、ひとつの勘定店に開設する当座預金口座はひとつに限ることとします（同一地域に複数の代理人が存在する場合には、当該複数の代理人がひとつの当座預金口座を利用します。）。

- ・ 一部の取引先金融機関からは、代理人に選任し得る者の範囲を、「銀行代理業者や警備輸送会社」あるいは「現金事務を行う傘下系統金融機関の子会社」にまで拡大して欲しいとのご要望がありました。

これらの会社等を取引先金融機関の代理人とすることについては、市中における同様のニーズの広がり度合、これらの会社等の一般的な事務処理水準や取引先金融機関との関係などを踏まえて今後検討していく必要があると考えています。こうしたことから、将来的に代理人の範囲を拡大していく余地はあるものの、少なくとも新制度の開始当初は、代理人とし得る者の範囲を市中協議ペーパーでお示した2つの類型に限定したいと考えています。

(2) 現金授受事務の担い手の拡大

- ・ 本件については、金融機関にとっての現金事務の効率化・人材の有効活用、現金のスムーズな流通を通じた国民へのメリット供与等に繋がるとして、業態を問わず、多くの方から賛成のご意見を頂きました。
- ・ 共同アウトソースについても、「サービス向上やコストパフォーマンス改善が図れることから、ぜひ認めていただきたい」とのご要望を頂きました。

- 今後のスケジュールに関し、戸田分館以外の地域（日本銀行日本橋本店・支店）についても、本施策を早期に実現して欲しいとのご要望が、多数の方から寄せられました。

日本銀行としては、当初予定どおり、まずは、戸田分館取引分から先行して本施策を実施したいと思います。これは、市中協議ペーパーでご説明したとおり、既に現金受払請求のオンライン化が実現し、現金受領者の確認手続や警備面での対策が十分に整備されている戸田分館については、仮に外部委託先が単独で来行するようになったとしても、日本銀行側の事務手順等に関して追加検討すべき事項が相対的に少ないためです。

他方、本施策の全国展開に当たっては、日本銀行各店における事務フローについて見直す事項はないか、「新たな現金受払請求手段の導入」と実施時期を合わせるか否かといった点を検討する必要があると考えています。

日本銀行としては、今回お寄せ頂いた多くのご要望を踏まえ、上記の点について極力早期に結論を得たうえ、日本橋本店・支店においても、所要の準備が整い次第、新制度の利用を開始したいと考えております。

- いくつかの系統中央機関からは、「傘下の系統金融機関を代理人とする場合には、当該金融機関と契約している警備輸送会社を日本銀行における現金授受事務の委託先として認めて欲しい」とのご要望がありました。

地方においては、系統傘下の金融機関が、自らの現金配送事務等を地域の警備輸送会社等に委託するケースも少なくないかと思えます。このため、「現金授受事務の担い手の拡大」の全国展開に当たっては、こうした実体にも適切に対応することが必要と考えています。具体的には、取引先金融機関ではなく、その代理人が、警備輸送会社との間で「日本銀行との間の現金授受事務に関する業務委託契約」を締結すれば、当該警備輸送会社が、勘定店との間で現金授受事務を行い得る扱いとします。

もっとも、日本銀行との関係では、あくまで取引先金融機関（系統中央機関）が、勘定店における現金授受事務について最終的な責任を負うこととなります。このため、委託先に問題が生じた場合には、日本銀行が、代理人のみならず、本人金融機関に対しても、当該委託先に関する必要な情報提供や是正措置の実施を求め得るよう契約面での工夫を行う予定です。

- 一部の方からは、今回の施策が日本銀行にとって新たな試みであることや、委託先に問題が生じた場合の社会的な影響を踏まえ、「特に警備輸送会社を委託先とする場合には、十分に高いハードルを課すべきではないか」との指摘がありました。

ご指摘のとおり、警備輸送会社が日本銀行の店舗内に単独で立入って現金授受を行うこと、また、これにより市中の現金ネットワークにおける役割が相対的に高まることを踏まえると、日本銀行としても、その事務処理体制等について相応の水準を求める必要があると考えています。他方、委託先は、委託元金融機関の事務の一部を補助する者であり、当該委託先に問題が生じた場合でも、最終的な責任等は、当座預金取引先である委託元金融機関に負って頂くことについても考慮する必要があります。日本銀行では、これらの点を総合的に勘案し、さらには基準の透視性・公平性などにも配慮して、今回の基準を策定したところです。

(3) 新たな現金受払請求手段の導入

- 日銀小切手の作成・管理負担のほか、金融機関と日本銀行本支店の間、金融機関内の小切手振出部署と日本銀行への持込・提示部署の間の搬送負担・リスクが解消されるとして、多くの方から、早期実現を希望する旨のご意見を頂きました。
- また、「本施策が実現すると、現金授受を第三者に委託する場合でも日銀小切手を預ける必要がなくなるため、『現金授受事務の担い手の拡大』を促進するうえでも、両者をセットで実施することが望ましい」といったご指摘がありました。
- 現金受払請求のオンライン化については、現金授受にかかる決済業務の集中処理を可能としたり、店舗戦略の自由度を高めるなど、経営上の幅広い選択肢を提供するインフラになり得るとのご意見もありました。
- このほか、地域金融機関を中心に、寄託券制度が利用しやすくなるとして、本施策を歓迎するコメントが寄せられました。

これは、金融機関の営業店が寄託券保管店の近くに集中しているような場合、当該営業店から日本銀行本支店に直接オンラインで現金の払戻請求ができれば、現在のように日本銀行本支店まで日銀小切手を搬送する負担が解消するためです。

- 一部の地域金融機関からは、「本措置を実施した場合でも、日銀ネット端末を新たに導入し、それに即した事務フローを構築・運営するコストを回避する観点から、日銀小切手を利用した手続を並行して認めて欲しい」旨のご要望がありました。

上記1. で述べたとおり、日本銀行では、関係者の業務体制に与える影響や日本銀行に生じるコスト負担等も踏まえながら、本制度導入の是非および実施する場合の制度設計について、検討を進めていく予定です。

その過程では、取引先金融機関の実情に応じてオンライン以外の選択肢を用意することのメリットや事務の二元化に伴う負担増なども考慮しながら、具体的にどのような対応があり得るのか、併せて検討していきたいと考えています。

3. 今後の取り運び方

日本銀行は、上記1. で述べたとおり、まずは、「取引拠点の柔軟化」と、戸田分館との取引に関する「現金授受事務の担い手の拡大」を実施に移すこととします。

具体的には、6月11日（月）から、新制度の利用申込みの受け付けを開始します。

その際には、日本銀行の以下の本支店に対して審査書類を提出して頂くこととなります。

（審査書類の提出先）

1. 自己の事務所等または代理人の施設を取引拠点として指定し、当該取引拠点の所在地を業務区域とする日本銀行本支店に当座預金口座を開設することを希望する場合⁷

当該日本銀行本支店（本店の場合には金融機構局、支店の場合には各支店の営業課または総務課）

2. 戸田分館における現金授受事務を警備輸送会社等に委託することを希望する場合⁸

日本銀行本店（発券局）

審査書類の受け付け後、日本銀行において審査を行い、所要の条件を満たすと認められた場合には、取引先金融機関との間で申込みにかかる取引を開始します。なお、取引開始の承認後、実際の取引開始までには、約定その他必要書類の取り交わしや日本銀行におけるコンピュータ・システム面での対応等のため、一定の準備期間が必要となる点ご注意ください。

⁷ 既に日本銀行と当座預金取引を開始している金融機関が自己の支店を新たに取引拠点とすることを希望する場合には、6月11日以前でも、これまでどおり、当該支店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店において申込みを受け付けます。

⁸ 既に日本銀行と当座預金取引を開始している金融機関が、その現金授受事務を自己の100%事務子会社に委託することを希望する場合には、6月11日以前でも、これまでどおり、日本銀行の各勘定店において申込みを受け付けます。

審査書類の提出先は上記のとおりですが、日本銀行では、当面の間、新制度の利用に関する事前相談窓口を設置します。

制度の詳細な内容や審査書類の提出から取引開始までの流れ等に関するご照会に対応するほか、ご希望の方には、審査書類の雛型をお渡しし、その作成方法などについてご相談に応じますので、ご遠慮なく下記までお問い合わせください。

(本制度の利用に関する事前相談窓口)

日本銀行決済機構局 決済企画担当

03-3277-1017、03-3277-1427

以 上

(別添1)

「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」に
ご意見をお寄せいただいた方々

個別銀行	三井住友銀行
	みずほ銀行
	東日本銀行
	セブン銀行
	住友信託銀行
	香港上海銀行
銀行協会	全国地方銀行協会
	第二地方銀行協会
協同組織金融機関等	全国信用金庫協会
	帯広信用金庫
	興産信用金庫
	尾西信用金庫
	全国信用協同組合連合会
	労働金庫連合会
	農林中央金庫
警備輸送会社	日本通運
	総合警備保障
	アサヒセキュリティ

※ 寄せられた個別のご意見については、掲載を省略させていただきます。

本見直し策に関するスケジュール

	1. 取引拠点の柔軟化	2. 現金授受事務の担い手の拡大	3. 新たな現金受払請求手段の導入
2007年 3月2日	「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直しについて」 (市中協議ペーパー)を公表		
2007年 4月2日	18先からご意見を頂きました		
2007年 5月25日	「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策」 および新制度の利用に関する「基準」等を公表		
	<ul style="list-style-type: none">日本銀行本支店による同サービスの提供先を取引先金融機関の「本店または支店」に限らずより広く認める。	<ul style="list-style-type: none">日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を警備輸送会社等にまで拡げる。	<ul style="list-style-type: none">本施策の導入の是非および実施する場合の制度設計について、極力早期に結論を得るよう検討を進める。
2007年 6月11日	申込受付 開始	(戸田分館) 申込受付 開始	(日本橋・支店) 具体的な検討
その後	審査 ↓ 利用開始	審査 ↓ 利用開始	追加準備 ↓ 新制度を開始
			導入の是非判断 ↓ 導入しない ↓ 導入する ↓ 新制度を開始 ← 実施時期を合わせるかどうか検討 → 仮に実現する場合も相応の期間が必要